

板橋区公文書館ができるまで

昭和 57 年 4 月

企画課・広報課により公文書館の必要性を論議

昭和 60 年 4 月

「東京都板橋区公文書公開条例」施行

この条例審議の中で、保存年限が経過し行政的な価値がなくなった文書についても、歴史的に重要なものは保存し公開する方法を検討する必要があると、公文書館の設置が検討課題となった。

板橋区基本計画（昭和 60 年～70 年）に公文書館設置を盛り込む。

平成 2 年 4 月

板橋区史編さん事業が開始される。

平成 9 年 6 月

庁内プロジェクトにより公文書館設置の検討を開始

平成 11 年 3 月

板橋区公文書館開設懇談会設置

平成 11 年 10 月

板橋区公文書館開設懇談会が答申

平成 12 年 3 月

板橋区史編さん事業終了

平成 12 年 4 月

「東京都板橋区立公文書館条例」施行

板橋区公文書館開館

「東京都板橋区情報公開条例」施行

（公文書公開条例を拡充）